

農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和6年6月14日（金）午前10時00分～午前11時10分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（18人、10番は欠員）

会長 鈴木 秀 会長職務代理者 森田 昭則

1 番 前田 和幸 2 番 間崎 孝至 3 番 桐生 五郎

4 番 渥美 利男 5 番 打田 光橋 6 番 浦川 広巳

7 番 山中 進 8 番 阪田 泰久 9 番 市川 正之

12 番 平子 伸 13 番 稲田 利幹 14 番 上田 みね子

15 番 豊田 栄美子 16 番 大野 久美子 17 番 小林 登志樹

19 番 鈴木 啓之

4. 農地利用最適化推進委員の出席（1人）

深伊沢地区 山野 敏文

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、吉村、森

農林水産課 藤田

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第 7 号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 6 号 非農地証明願いについて

報告事項第 7 号 時効取得による移転について

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 12 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 6 番浦川広巳様、議席番号第 7 番山中進様にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権に

について、事務局より説明します。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の57番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は239㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の39番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計885㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の40番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は878㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の48番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計277㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の52番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は857㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、6の47番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目はいずれも田、現況地目は田及び畑、面積は合計1,088㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の45番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計706㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10の50番は一ノ宮地区、申請地は長太栄町二丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計1,650㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10の55番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目

とも田、面積は 2,619 m²です。取得は水稻及び果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 56 番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 534 m²です。取得後は水稻及び果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13 の 53 番は若松地区、申請地は若松西五丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計 2,516 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13 の 54 番は若松地区、申請地は若松西四丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 360 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17 の 46 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 2,327 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 49 番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 515 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 42 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 33 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 43 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 35 m²です。取得後は植木を栽培するとの申請です。

続きまして、22 の 41 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 2,013 m²です。取得後は水稻、野菜及び果樹を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 17 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

市川委員

譲受人が県外の方が見えますが、耕作出来るのですか。

事務局

住所は県外ですが、実家は市内にあり、週末に戻って両親と３人で耕作するとのことです。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第１号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第２号議案 農地法第３条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第２号議案 農地法第３条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書４ページ、及び別表の農地法第３条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、１７の２７番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は１,０４５㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、２３の２６番は、庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は２,１７５.６３㎡です。取得後は、柿を栽培するとの申請です。なお、こちらは、４月総会において、営農型太陽光を目的として、３条の地上権、５条の所有権移転と合わせて、３条の所有権移転として承認いただきましたが、その後申請者より、所有権移転から、貸借権に変更したいとの申し出がありましたので、取消の上、本総会で審議をお願いするものです。

以上、申請件数は２件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第２号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第２号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第３号議案 農地法第４条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第３号議案 農地法第４条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書５ページ、及び別紙５ページ目の位置図をご覧ください。

1 の 55 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目：田、現況地目：雑種地、合計面積は 655 m²です。申請内容は、当該地を温室用地とするもので、平成 30 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なおこちらは、後に説明いたします、5 条所有権及び 5 条貸借権と合わせて 5 筆の転用を行うもので、5 筆を合わせると、1,000 m²を超える案件の為、6 月 10 日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は 1 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

議案書 6 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 6 ページ目をご覧ください。

まず、1 の 38 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 704 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、279.84 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 48 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,638 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 49 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,011 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.77 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 50 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 676 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、279.84 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 55 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積は 239 m²です。申請内容は、当該地を温室用地とするもので、先に説明いたしました 4 条と、後に説明いたします 5 条貸借権と合わせて 5 筆の転用を行

うものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の45番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目：山林、現況地目：畑が1筆、合計面積は145㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は造園業を営んでおりますが、申請地西側に居住するにあたり、事業用トラックの駐車場が必要となったことから転用するものです。なお、昭和57年頃より、進入路として利用していた旨の始末書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、7の42番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は240㎡で、一体利用地を合わせると3,836㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,615.24㎡です。農地区分は、第3種農地と判断されます。なおこちらは、後に説明いたします事業計画変更申請の7-9番と合わせて行われるものになります。

続きまして、7の54番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,133㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、494.04㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の43番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも畑が3筆、登記地目：畑、現況地目：山林が2筆で合計面積は1,844㎡です。申請内容は、当該地をサッカー場用地とするものです。受人は宅地建物取引業などを営んでおりますが、親会社の従業員の福利厚生施設として、また地元サッカー少年団の利用できる施設として、新たにサッカー場に転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、6月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、10の52番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は901㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.70㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の53番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,049㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.70㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の47番は玉垣地区、申請地は肥田町地内、登記地目・田、現況地目・雑種地、面積は512㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は、作物の生産及び販売等を行う事業を行っており、会社車両の駐車場が必要となったことから、新たに転用したもので、平成30年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の46番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は339㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の37番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目：畑、現況地目：山林、合計面積は2,577 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,825.46 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の40番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,321 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、488.44 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の41番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は624 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、274.74 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の51番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,328 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、549.50 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の39番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は986 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、416.89 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は18件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

平野町の案件は、すでに工事をしているのではないですか。

打田委員

申請地の隣が、工事しています。

小林委員

太陽光発電設備ですが、車で通行する際に光が反射して危ないのですが、設置後に指導できるのですか。

事務局

農業に影響があれば指導できますが、それ以外の事項については、担当部署に相談

をお願いします。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

議案書10ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き24ページ目をご覧ください。

まず、1の55番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目：田、現況地目：雑種地、合計面積は505㎡です。申請内容は、当該地を温室用地とするもので、先に説明いたしました4条と、5条所有権と合わせて5筆の転用を行うものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の21番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積は36㎡です。申請内容は、当該地を駐車場及び資材置場用地とするものです。受人は左官業を営んでおりますが、自宅近隣に、事業用トラックの駐車場が必要となったことから、転用したもので、昭和20年頃より、宅地として利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、13の22番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目：田、現況地目：畑、面積は333㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、20の19番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目：田、現況地目：畑、面積は463㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、20の20番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は170㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は5件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほど宜しく願

いいいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について説明致します。議案書 11 ページ、及び別紙の位置図の続き 29 ページ目をご覧ください。

7 の 9 番は、太陽光パネル設置用地として令和 5 年 11 月 17 日付け鈴農委第 9-112 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、譲受人、事業計画敷地及び買取制度の変更です。計画内容としては、本来農地転用の許可が必要な事業敷地が、前回の許可申請時に漏れていたため、先ほど説明いたしました 5 条所有権 7 の 42 番のとおり、新たに転用申請を行うとともに、既に許可済みの事業については、計画の変更申請を行うものです。なお漏れていた箇所については、既に施工済みの旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。また同時に譲受人の変更に加え、固定価格買取制度である FIT から、非 FIT に変更したことも併せて、申請されております。

続きまして、16 の 8 番は、一時転用の資材置場用地として令和 4 年 6 月 17 日付け鈴農委第 10-17 号で許可いたしました一時転用期間を変更したい旨の申請です。計画内容としては、既に工事を実施している同地区内の区画整理工事について、新たな工期分を受注したため、転用期間を、令和 7 年 5 月 31 日までの一年間延長するものです。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積計画についてでございます。農用地利用集積計画（案）の 11 ページ 20 番から 22 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積計画について、A4横別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書の11ページをお開きください。

20番、21番は、椿地区で使用貸借です。22番は、同じく椿地区で、3筆合計で3万円の金納です。

以上の内容は、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、残りの第7号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目に戻ってください。1番から3番は、加佐登地区です。1番と2番は使用貸借です。3番は、6筆合計で20万円の金納です。

2ページ目4番から7番は、石薬師地区で、すべて使用貸借です。

3ページ目8番は、白子地区で、使用貸借です。

4ページ目9番は、飯野地区で、2筆合計で90kgの物納です。

5ページ目10番と11番は、河曲地区です。10番は、米10kgの物納です。11番は、米60kgの物納です。

6ページ目12番は、玉垣地区で、使用貸借です。

7ページ目13番は、若松地区で、中間管理機構をとおした米25kgの物納です。

8ページ目14番は、栄地区で、2筆合計で30kgの物納です。

9ページ目15番から17番は、合川地区です。15番は、使用貸借です。16番と17番は、米30kgの物納です。

10 ページ目 18 番は、井田川地区で使用貸借です。

11 ページ目 19 番は、椿地区で所有権移転です。

12 ページ目 23 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

13 ページ目 24 番から 26 番は、鈴峰地区ですべて使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

県外の住所の会社がありますが、耕作出来るのですか。

事務局

市内の会社の親会社で、市内の会社が耕作します。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 7 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。